



「肘折温泉の朝市」のこと

肘折の名物行事といえば、みなさんご存知の朝市があります

この伝統はいつ頃から続いているものなのでしょう？

肘折朝市の歴史を物語るいくつかの資料を、時代を遡りつつ紹介します。

- 昭和 22 年、肘折を訪れた歌聖 齊藤茂吉は、朝市を句に詠んでいます。
～朝市に山のぶだうの酸ゆきを食みたりけりその真黒きを～
- 大正 6 年 7 月、朝市を定義する「肘折市場規定」が制定されます。（詳しくは下部にて）
- 大正 6 年 6 月、肘折小学校 2 代校長 大場重次郎が著した「肘折温泉誌」に、朝市の様子が記されています。
～野菜類も日々近村より持込み、
早きは午前六時、遅きも午前九時には来りて、各旅館の前に群集す～
- 明治 43 年、温泉土産として肘折の名勝・由縁を記した「温泉誌」には、当時の肘折温泉の見どころが紹介されているものの、朝市に関する記載はありません。
- 明治 31 年、肘折を訪れた歌人 河東碧梧桐は、逗留・散策した 11 日間の事を詳細に記録しておりますが、朝市の様子は一切述べていません。
- 明治 28 年、「肘折温泉村則」が制定。一泊行商等の一部例外を除き、肘折温泉街で他村の人間が店を開くことを取り締まりました。（第三号にて詳しく）

これらの事実から推測すると、行商人は古くからやっていたようですが、現在のような道路端での朝市が形作られたのは大正 5 年前後ではないでしょうか。

そして、「朝市」という呼称で、

毎朝の恒例行事として始まったのは大正 6 年(1917 年) 7 月から間違いありません。

今年は **101** 年目。 **「朝市」の新世纪** となるわけですね！

続く→

→続き

～肘折市場規定～

- 第一条、 朝市と称し、毎日午前五時より十時まで、
- 野菜類其他の日用品を一定の場所に陳列し販売するものとす
- 第二条、 開市期間は毎年四月より十一月まで八ヶ月間とす
- 第三条、 販売人は毎日一銭を地代として市場取締に納入するものとす
- 第四条、 本市場に取締一名、掃除夫一名を置き、諸務を整理す
- 第五条、 取締は名誉職とす、掃除夫は地代納入額の七分を給与とす
- 第六条、 地代の剰余金は取締に於いて保管す
- 第七条、 本則は大正六年七月十日より施行するものとす

右、大正六年七月三日決議ス

肘折市場規程

第一条、 朝市と稱し、毎日午前五時より十時迄野菜類其他の日用品を一定の場所に陳列し販売するものとす

第二条、 開市期間は毎年四月より十一月の間とす

第三条、 販売人は毎日一銭を地代として市場取締に納入するものとす

第四条、 本市場に取締一名、掃除夫一名を置き、諸務を整理す

第五条、 取締は名誉職とす、掃除夫は地代納入額の七分を給与とす

第六条、 地代の剰余金は取締に於いて保管す

第七条、 本則は大正六年七月十日より施行するものとす

大正六年七月三日決議ス